

令和6年度の家賃について


同封の収入額等認定通知書は令和6年4月からの家賃額等が記載された重要な書類です。必ず目を通していただき記載内容のご確認をお願いいたします。

不明な点は、問合せ先までご連絡ください。

※収入申告書を提出していない方、提出書類が不備の方は一番高い家賃になりますので、ご承知おきください。

市営住宅に関する相談窓口について

平成31年4月1日より、市営住宅の管理運営は、市役所市営住宅課から指定管理者「一般財団法人茨城県住宅管理センター」に変わっております。各相談・連絡窓口は下記になります。

日立市営住宅指定管理者  一般財団法人茨城県住宅管理センター 日立センター
〒317-0065 茨城県日立市助川町1-8-15 ブルーバード学園ビル1階

家賃、入居中の各種相談等

管理課 ☎ 0294(32)7362

修繕・退去に関する相談等

施設課 ☎ 0294(32)7796

受付時間：平日 8:30 ~ 17:15

ホームページ

<https://www.ijkc.jp>

募集情報、各団地の位置や詳細、各種申請について載せております。

年末年始の休業日：令和5年12月29日（金）～令和6年1月3日（水）

夜間・土日・祝日・休業日の緊急時はコールセンター（フリーダイヤル）での受付になります。

「水漏れ、給排水の異常、漏電、事故等」の緊急受付窓口



0120 (303) 440

家賃等の納付は口座振替がおすすめです

口座振替は、毎月の家賃を預金口座から自動的に振替えますので、納付忘れや支払いに行く手間を省くことができるため大変便利です。

各金融機関の窓口で市営住宅の家賃支払いを口座振替にしたいと伝えてください。

所定の用紙に記入し、**金融機関の窓口**に提出してください。

手続きが月の中旬までなら翌月から、中旬以降なら翌々月から口座振替を開始します ※

※金融機関によっては手続きに時間がかかる場合があります。それまではお手持ちの納入通知書で納付してください。

手続きを忘れていませんか？

下記に該当する方は、お手続きが必要です。
必要な方は申請書等を郵送しますので、ご連絡ください。

NO	事項	提出するもの	いつまでに？
1	子供が生まれた時	異動報告書と 住民票又は同意書 (異動した人の住民票)	14日以内
	子供が独立等で転居した時		
	名義人以外が亡くなった時		
	離婚をして名義人以外が転居した時		
2	親族を同居させる時	同居承認申請書と関係書類	一緒に住む前に
3	離婚をして名義人が転居した時	承継入居申請書と関係書類	遅滞なく
	名義人が亡くなった時		
4	15日間以上住宅を使用しない時	長期不在届書	遅滞なく

※各種申請・届出は毎月25日（休業日の場合は翌営業日）までに提出するようお願いします。

※申請・届出をされない場合は、一番高い家賃となりますので、ご承知おきください。

生活音には気をつけましょう

生活音に関する苦情が出ております。日頃から必要以上の音を出さないように近隣の方への配慮と工夫をお願いします。特に夜間に関しては周りが静かになるため、音が近隣に広がります。ご配慮ください。

大きな声での話し声



大音量でのテレビ視聴



扉を閉める音



洗濯機の利用



火災にご注意ください

本格的な冬の到来で、寒さが厳しい季節になりました。

例年この時期は、空気の乾燥による火災の発生が多い時期になります。火の取り扱いには十分ご注意ください。予防も大事ですが、発生時の想定も大事です。他人事とは思わずに、対策を講じましょう。

予防のために

- 火の使用時はその場を離れないようにしましょう。
- 火の後始末はきちんと確認しましょう。
- 燃えやすいものを火の近くに置かないようにしましょう。
- マッチ・ライター・灯油等の保管場所に注意しましょう。
(子供の手の届く場所や共有部分への放置は厳禁！)
- 外出時や寝る前は必ず火の元を確認しましょう。



発生時のために

- 避難経路を確認しておきましょう。
(特にベランダ隔て板や避難ハッチの近辺には、荷物等を置かないようにしてください。)
- 大事なものは、いつでも持ち出せるように管理しておきましょう。
- 消火器の設置場所や使い方を確認しておきましょう。

